

請願第 1 号

住民に開かれた教科書の選定・採択を求める請願について

受理番号	請願第 1 号	受理年月日	令和 6 年 7 月 12 日
件 名	住民に開かれた教科書の選定・採択を求める請願		
要 旨	1 教科書採択に係る教育委員会会議並びに採択地区協議会を公開で開催すること。 2 採択後、採択結果、採択理由並びに採択に関する各種資料情報等を遅滞なく公表すること。		
請 願 者	八千代市八千代台東 4-9-14 「教科書と教育を考える千葉県民の会」事務局長 川鍋 光弘		



2024年7月10日

富津市 教育委員会教育長 様

「教科書と教育を考える千葉県民の会」 事務局長 川鍋光弘

住所 〒276-0032 八千代市八千代台東4-9-14

連絡先 047-482-7447



住民に関われた教科書の選定・採択を求める請願

【請願趣旨】

今年は中学校新学習指導要領になって4年が経過し、新たに教科書が編集され、3月末に文科省の検定結果が公表されました。これを受け、4年に一度の中学校教科書採択を迎えようとしています。

2024年3月29日付け文部科学省発出「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」によれば、「公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要」とされています。すなわち「開かれた採択」こそ疑念を生じさせない手立てです。通知は続けて、「静ひつな調査研究の環境の確保」として、「外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること」としていますが、決して密室での採択を促しているものではありません。なぜなら、「教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること」としているからです。横浜市や大阪市ではネット中継で誰でも見るできるようになっています。

地教行法第14条第7項「教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」を理由に会議を非公開とする教育委員会も県内では散見されます。しかし、非公開になり得るのは人事案件が例示されているのみで、これを無原則に拡大すべきではありません。既に千葉、船橋、市原、八千代、習志野、市川、浦安の7市で採択に係る教育委員会会議を公開している以上、理由にはなり得ません。「共同採択地区であること」を非公開理由にしている教育委員会もありますが、八千代、習志野の葛南東部採択地区、市川、浦安の葛南西部採択地区で公開しているのですからこれも理由にはなり得ません。文科省通知に則り、「傍聴に関するルール」が定まっていれば「静ひつな審議環境の確保」が可能となり、「開かれた採択」が実現するはずです。

また、無償措置法第15条「（略）義務教育諸学校において使用する教科用図書を選定したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を選定した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする」を受け、2024年3月29日付け文部科学省発出「令和7年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」においては「教科書採択に関する情報の公表について」として「採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められる」「既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること」としています。重ねて「共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと」として、共同採択地区内のどの市町村住民であっても、容易に公表情報にアクセスできるよう促しているところです。

なお、無償措置法第13条第5項「前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を選定しなければならない」によれば、共同採択地区では採択地区協議会での選定が事実上、市町村教育委員会の採択を決定づけるものとなり、採択地区協議会の公開も同様に求められているところです。

【請願事項】

1. 教科書採択に係る教育委員会会議並びに採択地区協議会を公開で開催すること。
2. 採択後、採択結果、採択理由、並びに採択に関する各種資料情報等を遅滞なく公表すること。